

関係機関の長 殿

厚生労働省人材開発統括官
(公印省略)

「ジョブ・カード制度実施要領」の改正及び
ジョブ・カード制度の普及推進に対する協力依頼について

日頃から人材開発行政の推進にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

ジョブ・カード制度の推進については、制度の普及・促進方策等を検討するため国、産業界、労働界、教育界等で構成する「ジョブ・カード制度推進会議」（以下「推進会議」という。）を開催し、推進会議において策定された「新ジョブ・カード制度推進基本計画」を踏まえ、着実に取組を重ねた結果、一定の活用実績を挙げてきたところです。

このため、推進会議は一定の役割を果たし、今後の制度の普及促進については、ジョブ・カード制度に特化した運営体制の維持は必ずしも必要ではないことから、令和 2 年度限りで廃止いたしました。

令和 3 年度以降については、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）に規定するジョブ・カードを、生涯を通じたキャリア・プランニング及び職業能力証明のツールとしてさらに実効あるものとするため、「新ジョブ・カード制度推進基本計画」のコンセプトや普及・促進方策等を基本とした「ジョブ・カード制度実施要領」（以下「実施要領」という。）を定め、都道府県労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び都道府県あて通知するとともに、長期にわたるキャリア形成に資するための方策の一つとして、ジョブ・カードのデジタル化及びマイナポータルとの連携により利便性を高める取組を進めているところです。

今般、キャリア形成・学び直し支援センター事業をキャリア形成・リスキリング推進事業に事業変更すること等に伴い、実施要領を別添のとおり改正することとしましたので、お知らせいたします。

貴職におかれましては、従前よりジョブ・カードの普及促進等に対するご協力をいただいているところですが、ジョブ・カード制度のさらなる発展のため、引き続きご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。